

第二十二回国会  
衆議院

## 地方行政委員会議録 第三十九号

昭和三十年七月十三日(水曜日)  
午前十一時十一分開議

出席委員

大矢

省三君

理事池田

清志君  
理事古井

喜寶君

理事鈴木

直人君

理事前尾繁

三郎君  
理事加賀田

進君

理事門司

亮君  
木崎

茂男君

渡海元三郎君  
丹羽

兵助君

山崎

譲君

川村  
吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君

北山

愛郎君

川崎木五郎君  
藤田與吉郎君

山崎

憲一君

熊谷

吉田

重延君





された中に、夏季手当の問題について、全県下で〇・五あるいは〇・四、あるいは秋田県のごときは〇・二五の支給夏季手当しか出してなくて、あと〇・五〇とかあるいは〇・二五の支給は見通し困難であるという備考が付されております。こういうように地方財政が非常に逼迫をいたしておる、その中にこの二法案がまだ審議の過程あるは審議に入っていないような状態のとき、地方においてはこういうように再建整備の条例等々がどんどん通過していく、そしてその通過する中に地方公務員自体の給与が、ほんと根こそぎ二割あるいは一割というよう前に削られていくことになるならば、われわれは非常に重大な関心を持たざるを得ないわけです。今までの昭和三十年度における財政計画方針なんかの説明と、それから北山さんや門司さんたちを中心として、いろいろ五百数十億円にわたるところの赤字の問題について、それぞれ当局の説明を聞いておるわけですが、何としても地方財政は非常時局である。非常時局といわれるから、どんどん地方が先走って、そうして再建条例等々をどんどん地方で出していく。そのしわ寄せといつたら語弊のある言葉かもしませんけれども、しわ寄せが地方公務員の給与に直接影響してくる。そうしてストrikeもないところの職員組合は非常に困っている。二割の給与の削減か、首切りになるのかあるいは賃金の低下になるのかというようなことさえも、いまだにわからないような彷徨状態にいる。こういうようなことが兵庫県の相生市のみならず、全国至るところにあるや聞きました。従って自治府として

ては、一体こうなことがいいのか悪いのか、それについての見解を聞いてみたいと思います。

○小林(与)政府委員 ただいまお話を相生市の問題は、実はわれわれも具体的によく承知をしておらないのであります。まして、お話のような何か似たような問題であろうと思いますが、地方からも出てきておるということは聞いておりますが、具体的のお話を聞いておらないのであります。それで実情をよく聞いてみまして、どういう趣旨で、その条例で何をきめたのかということをよくわかりませんし、予算の構成等の経緯もわかりませんし、そういう点は事情をよく聞いてみたいと思っております。

○五島委員 聞いてみると、これは、相生市に直接お調べになるのですか。

○小林(与)政府委員 何かそれに関連いたしまして、地方の職員組合の方が出てきておられるそうでありますから、とりあえずその方から実情をよく聴取いたしたいと思います。

○加賀田委員 今相生市の問題で、いわゆる予算の補正に基いてほとんど件費のみにそれがしわ寄せされる、首切りが出ておるということを聞きましたが、昨日私が参考人からお聞きいたしました秋田県の問題も、やや似ているんじゃないかと思うのです。ここで質問いたしたいのは、昨日の質問の中では総務委員会とかなんとかいっていましたが、私の知る範囲で小畠知事がそれを言明しているということが明らかになりました。その内

り自治庁の方から相当のこれに対応する示唆があるよう私に聞くのです。小畠知事と谷藤議長が自治庁の方に参りまして、川島長官並びに小林行政部長ともいろいろお話ををして、そして機構改編あるいは行政整理に基いてそういうものを断行すれば、融資とかあるいは特別起債の問題は認めるというようなことを、はつきりと公式の席上で言明され、速記録に載っているそうです。こういうことを考えてみますと、自治庁としてはどういう指導をしておるのか、われわれの知る範囲では、まず地方公務員の首切りを行なって、現在の地方の財政の赤字を解消するために地方団体にどういう条件のような印象を受けるのですが、これに対して長官並びに小林行政部長から現在の赤字団体の問題をどういうふうに解決していくのか、具体的に説明していただきたい。

措置法にいたしましたとしても、そういう指導をいたしてないのです。どこまでも地方の自主性に基いて再建計画をしてもらいたい、こういう考え方です。これが今日自治庁のとておきをす方針でございます。

○北山委員 関連して、長官のただいまのお話でござりますと、地方財政の問題、こういう問題については再建計画をどういうふうに出すかということは地方団体の自主性にまかせる、こういう御方針であると、はつきり言明されておるわけです。そういたしますと今度御提案になつておる再建促進法、この由には再建計画を自治庁長官に提出するわけですが、それを自治府長官は変更したりすることができるような規定になつておるわけです。ですからそういう法案の趣旨ではただいまの長官のお話とは相反する、自治庁長官はあくまで地方団体が人件費を削るか、物件費を削るかというようなことは、地方団体それぞれの自主性にまかせるのだというようなことを言っておられます。それならば再建促進法の中では、やはり再建計画といふものは地方団体の自主性にまかせて提出をしただけでもよろしいということになりますが、しないかと思うのですが、その辺どうも矛盾を感じますので、長官のお考へをお聞いておきたい。

ることがあり得るかもしませんけれども、長期にわたる再建計画が遂行され得るということになりますれば、その内容に対してかれこれ言うわけではあります。遂行し得ないようなら、あらかじめわちやな計画を持ってくれば、それに對して是正を求める場合もあります。専門の方から指示して、お前の団体では人件費を減らせてくださいとかなんとか、そういうことまで立入りって言う考えは毛頭ございませんから、そこまで貴こうとしているのでありますから、北山さんの御心配のようなことは、私どもはやらぬつもりでありますし、またない、かよろこびに考えております。

白紙であるなんということは制度の上からも考えられない。また事実そうい線に従って、たとえば山形県上山市の場合におきましても、必要な通牒を長官はお出しになつたはずです。どんなようになつても、それが不可能でない計画でありさえすればのむのではなくて、やはりそこには、指揮監督といふ権限はないとしても、ある程度の責任といいますか、自治府長官としての責任はあるのではないか。また実際再建促進法が出た場合には、その縁に従つてああせい、こうせいというようなことを言わるに違いない、こういうふうに思われるのですが、今までやつてきておられる自治府の仕事とやつてきていることは矛盾しないかどうか、重ねてお伺いたします。

○川島國務大臣　自治府長官の権限

は、地方財政計画上、政府の方でどういうふうに計画を出しているのですから、それを贅肉とみなして落せという意味だらうと思うのですが、要するに節約をする分として事業費を三百億ないし四百億切つておるのですから、そういうものが仕事のやり過ぎとして単独事業なりあるいは公共事業をやめてしまえ、これがすなわち贅肉を落す、贅肉の一部であると政府はみなししておるのはないか、こうとしか思われないのです。これは個々の団体によって違うでしょ、けれども財政計画なり政府の施策あるいは政府が少くとも地方団体に贅肉を落してもらいたいといふようなことを一般的に要望する限りにおいては、やはり計画上そういうふうな数字が現われておる、だからそれが行き過ぎであると大臣はお考えになつておるかどうか、私どもその点疑問ですが、それは答弁なさらなくてもよろしくうございます。

うと思つておそれ入るわけなんですが、実は相生市というところは三万七千人の小さい市である、そして年間予算にても一億八千万円程度です。その中に従来一億円程度の赤字を持つている。そうしての中からどうしても追加更正をし、そうして節約をしなければならぬ、その節約する方針が何か、今審議をされつつあるところの再建整備特別措置法が国会を通過すれば赤字団体にならなければならぬ。赤字団体になりたくない。従つて今のうちに再建しておかなければならぬ、赤字が出ないようにしておかなければならぬということとで考えられておるようにも思われる。そこで無理に無理をして人件費の削減というような準に出た。そうするとわれわれが審議しつつあるところに先がけて地方の公務員の首が切られたりあるいは賃金が低下されたりするという現象を自治府はどう考えるか、そういうことがいいのかどうか。これをしも地方の自主性にまかしていくといふことあるいは實金が低下されたりするという現象を自治府はどう考へるとか、親と孫の関係であるとか、そりして相協力することによって地方団体の運営を強化し、円滑な運営をしていかなければならぬという公述も行われたわけなんですが、それが地方公務員としては非常に動搖を来たす、こう考へるわけです。そうしてまたこの二割削減の内容は、さいげん申しましたように八百十六万円程度の問題ですが、しかし内容をつぶさに検討してみると、県立高等学校の校舎の建設費用として今年度五百萬円の寄付金、分担金をしてもらいたいということとが、指令ではないですよ、電報一本で

来た。ところがその二割削減しなければならない相生市は、その予算の中に五百万円計上してしまった。そうすると寄付金を五百万円するがゆえに八百万円の節減が地方公務員の賃金を二割削減するというようなことをずっと考えて結論を論すれば、いわゆるしわ寄せという言葉は変に聞こえますけれども、結局はだんだんと回り回つて地方公務員の首切り、あるいは賃金の二割の減退が来た。こういうことを市長が確信と自信と、そして当然私の任期中にやらなければならぬ事柄であるといふように豪語するに至つては、今審議しつつある二法案に非常に関連性があるようと思われるわけなんあります。従つて小林部長がこれからお会いになつて調査される場合にも、そういう面についてよく聞いておいてもらいたい。それからこれに関する書類は私が持つていて、そうして他の委員の方たちは参考資料も持たれないので、できるだけ早くその書類を参考として整理したいと思っております。ところで私がここで相生市の問題をなぜ取り上げるかということは、秋田県の問題もある。あるいはその他全国の地方団体では何とか整備しなければならないということでこの法案の通過前にいろいろ再建に努力してきた。そして今までも県あるいは市町村が再建のために非常に努力してこられてその中で現象として生活の問題にまで波及していくのではないかというふうに思われるわけです。従つてこういう条例案がいいか、あるいは地方公務員法をど

う考えておるかというようなことについて、一つの財政再建計画とか、いかに地方が計画をしておるか、無理を重ねておるかというたくさんの例の中に、相生市といういなかの小さな市を取り上げたわけあります。これが現地で、地方団体の一つの縮図ではないかと考えるわけであります。従つて小林部長が聞かれないからまだ把握されてないということはよくわかるのですが、こういうことが現実に行われていると、いうことから推測して、私はここに委員長のおはからいによってこの相生市の問題をいかなる考え方によつて条例が通過し、いかなる考え方によつて二割の削減がされ、相生市の職員の賃金を低下されようとするのか。そりしてその中には五百萬の寄付金、分担金の問題等も入っております。これがなかなかりせば三百萬円の削減が可能であるとしたか町村長の代表者でしたか、寄付金、分担金の問題について警察署の問題、派出所の問題、あるいは学校建設の問題で非常に困つておるという陳述もわれわれの大きな参考になると想う。従つてそういう問題を幾つか包含されたところの相生市の問題についで、われわれはここに市長等関係者を呼んで、この二法緊審議の上における大きな参考とし、また自治庁がいかに考え、いかにこれを解決するかといふことについての参考としたいと存じます。

また加賀田さんからも希望があると思いますけれども、秋田の問題について同様におとりはからい願えたら非常に幸いだと思います。

○大矢委員長 私からも申し上げますが、今相生市の代表者が来ておられるそうですから、一つその真相を聞いて調査していただきたい。明日でも報告のできるよう行政部長の御配慮をお願いいたします。

○門司委員 この際自治庁に確かめておきたいと思いますが、今問題になつておる相生市の条例の中にこういうことが書いてあります。市費をもつてする補助金、負担金、寄付金等は原則としてこれを支出しないというのです。

寄付金などは原則として負担しなくてもあるいはいいかもしないが、補助金とか負担金というようなものについては、なかなかそうはいかぬのじゃないか。ことに負担金のごときは、やはりある程度の措置は当然しなければならぬものではないかというように考えられるものがあるのであります。自治法には条例は、上級官庁というわけではありませんが、市町村にあっては府県の条例に違反してはならない、あるいは国の法律に違反してはならない、違反するものは無効であると書いてあります。そういう点から考えると、われわれには多少の行き過ぎがあるようになります。

それからもう一つは、財政の再建を主として人件費に求めておるというところに、私はきわめて安易な道をたどつておる傾向があるように思うのであります。かりに二割の節約をする——これは極力これを節約するという文字が使つてありますし、何割節約す

10. The following table summarizes the results of the study.

市当局の御意向は、当初二割という文字をはっきり書きたかったのだが工合が悪かったということで、これは文字があやであって、別に問題にならぬと思いますが、そういう安易な道をたどるうとする傾向があるのであります。そしてこのことは直ちに市の行政の能率に非常に大きな関係を持つてくるのです。私が自治庁の長官や政府の連中の言うこととあまりおもしろくないと思うことは、ややもすると人件費が多い、人間が多く過ぎるということをすぐ言うことなんです。権力を持たない官庁であり企画を立てない官庁であつて、すべて行政措置のための現業官庁としての性格を持ち、サービス官庁として第一線の役所である限りにおいては、人件費の節約ということは即住民に対する不親切ということにならざるを得なくなります。この点は自治庁もよほど考えてもらいたいと思う。ややもすると給料が高いとか人間が多いとかいって、本庁と同じよう人に閑を減らしていっただら、地方の住民に対するサービスができぬと思う。こういう点はもう少し自治庁が考えなければならぬと思いますが、そういう小言は別にして、今の条例に対する前段に申し上げましたことを自治庁はどうお考えになつておるか。これが事実とすれば、この法律を少し掘り下げて検討しないと問題が出てきやしないかと思ひます。

すしも悪いとは申し上げませんが、しかしこの条例を見てみますと、大体期間は一年に限っております。こういう財政の立て直しを一年に限ろうとすれば、やはり人件費その他の一番大きな問題にならざるを得ないのです。こういうふうに行き方がいいか悪いかということです。ほかのことにはちっとも手を触れておりません。寄付金を節約することと、人件費を減らすことと、旅費規程によって二等を三等にする等、人の待遇に関するただけが大体これの規定になっておるようであります。こういう再建整備の仕方がいいか悪いかということについて、一応聞いておきたいと思います。

ござりますので、財政規律をどうして縮小していくか、その方法としていろいろ寄付金とか人件費に手をつけたのではないかと思います。なお税の減免度ではないかと思います。かかる寄付金の多いことも事実であります。しかし寄付金はあいいう赤字の団体はできるだけやめるようにということを申しております。あいいう団体で、大体一千万円内外の寄付金がござります。そういふものとまず出さないようになります。私たちも申しております。それは確かに負担金、補助金をやめるということをは、たしかこれはその市の出します負担金、補助金というようなものではないかと思うのであります。国から出しますものの負担をやらぬかの問題でござりますから、これは条例で書く必要もないこととありますし、もちろん書くとすれば、その当該団体が他の区域内のいろいろな団体に対する補助、負担金をやめる、こういう意味の条例ではないか、こういうように想像をいたしております。

話では、市町村の義務でもない県の負担すべき県立高等学校に五百万円など出すことをやめて、その辺で節約すべきではないか。寄付金の方は五百萬円計上しておいて、そうして人件費の方をそりいら薬治療をするのは過当ではないのじゃないかと思います。この占について川島長官はどうにお考えですか。

法案との関連性ですが、こういう赤字の状態がいろいろ地方団体によって異なるので、地方の自主性においてこちらの問題の解決の方法を立ててもらいたいという長官の説明であったのですが、それと同時に地方議会が決定された再建案は、今長官自身が実施不可能だという見解のもとに、修正を加えたりする必要があるのは意見を加えたりすることができるようになつた。そのことはやはり方の自主性を優さないというお話をあつたのですが、私はこの再建案を生るためにには、やはり地方の議会の承認を得て、決議を経て提出されるわけですから、それは実施不可能だということだと思います。地方の議会といふような再建案というものは、ほとんどのは、地方住民の代表として公選に在りて出て参った議員が決定されるわけですから、それは実施不可能だといふこと、いうことが長官として実施不可能だという見解になれば、やはり今の民主的な機構とすれば、そういう案に對しさらに再審議を要請するとか、もう一二の問題に対して、こういう欠陥があるから再審議を要求するという形で問題を解決すべきであって、地方住の代表が決定された再建案を、長官が実施不可能だといって自由にそれが左更されるというならば、地方議会の権限というものは全くなくなってしまう。それを中央集権という実態の中から現われてくると思うのですが、その点に対しても長官はどういうふにお考えになつておるか、あわせ御答弁願いたいと思います。

いろいろな資料が集まつておりますから、それらを勘案してみて、実施不可能だと考えた場合に限つて反省を求めるのであります。ことに歳出の面よりも歳入の面において、いろいろ計算などが違う点が出てくるのではないか、こう思うのであります。決して地方の自主性を害してまでその修正を求めるという考えは毛頭持つておらぬのであります。この点は重ねて特に申し上げておきます。

○小林(弓)政府委員　ただいま私の名前も出ておりましたけれども、私も実は全然会つておりません。何か人違いではないかと思います。

○加賀田委員　もし私の聞き違いで、あつたとすれば、長官も小林部長も会っていないということになりますが、それでは具体的に資料を取り寄せたいと思います。どうぞよろしくお手配ください。それで具体的に資料を取り寄せたいと思いますが、四日の本会議において当時の自由党の渋谷委員の質問に答えて、知事がそういうことを言ったといってあります。だから会議録を取り寄せていただけば、そのことが事実であるかどうかということが明確になると思います。小林部長としてその点よろしく御配慮願いたいと思います。

○川村(継)委員　この際長官のお考えを少しお聞きしておきたいと思ひます。今の問題と関連するわけであります。が、ただいま加賀田委員の御質問で、秋田の問題が出ておる。なお共生の問題も出てきておる。実は六月の初めだったと思いますが、秋田県で公務員の夏季手当の支給を六月はやらない

どういふことにいたつた。これにてして、どうなつておるかといふことをお聞きいたことがあります。そのときに財政部長の答弁では、それは給与に見合うだけの措置はできてるはずだから、いろいろ県団体のやりくりであるいはそういうような状態になつておるかもしないことなどと、いふことがあつたわけです。ところが今日だんだん明らかになつたのは、夏季手当の問題にいたしまして、も、いわゆる〇・七五のほかに、国家公務員には〇・〇五が出了た。これは全部支給済みになつておる。なお企業体関係においては、それよりもっと上回った支給があつたところもあるようですね。しかるに地方公務員関係は、これは都道府県關係だけ見ましても、國家公務員に見合ひ〇・〇五が支給されたのは、大阪とか神奈川とか、愛知、東京といった三、四の府県にしかすぎない。ほかはみな〇・七五である。なおそのほかに奈良〇・七五も出ていない。いは、数県、また秋田のごとく、〇・二五というような支給にしかなつていない県も相当ある。このような状態をいわゆる地方公務員に措置されておる。この問題を長官としては一體どう見ておられるか、どうお考えであらうか、これを一つ長官のお考えをまずお聞きしておきたい。

いたしたわけであります。しかし県の財政状態、市町村の財政状態おのおの違うのでありますから、今のお話をようちに、全部が○・七五なりあるいはその他に計算した○・〇五を支給しておるとは私も思っておりません。資料が集まつておりますから、正確な統計は申し上げられないのですけれども、財政の窮屈した地方団体においては、あるいは条例にきめてある通りの○・七五さえ出なかつたところもあるのじゃないかということを想像し得るのであります。しかし資金措置は、あるのであります。その資金措置は、内におけるところの財政の運営は、これは地方にまかすより仕方がないのであります。地方の長と議会と相談してあるのであります。全くこれら地元団体に対してもそれを左右するところの権限もなし、またそういうこともいたさぬつもりであります。これは今日の自治体に対する地方自治法の命じてあるところなのであります。それ以上は何とも言つて示してある。これは全然想像できないことでも、現在の状態においてはやむを得ないのだと、こういうことを申し上げる以外ないのであります。それ以上は何ともも処置がない。そういう事態になることは望ましくないのでありますけれども、現状においてはやむを得ないのだと、こういうことを申し上げる以上財源的措置はできないわけでありますから、資金的措置だけをしたので

お答えできない、こういうふうに御て解願いたいと思います。

○川村(謙)委員 長官の御意思はわかるのですが、資金内措置をなさったということは、結局これだけ手当をして短期融資を認めるとおっしゃっても、やつたから出せるのじゃないかといふ意味にはなりませんね。地方の団体ばかりに十億なら十億の起債を認める、それをしてやろうという力がないんですよ。そこまで財政が窮屈していると、いうことをおそらく御存じだと思うのです。口では資金面を考えてやつたんだから、こうおっしゃっても結局できません。今まで財政が窮屈していると、いうことをおっしゃる御存じだと思ふ。まあそれはそれといふことはしまして、私がお聞きしていることはもっとそういう意味でなくして、そのように非常に困難な、いわゆる公務員に対するわざかの手当さえも出し得ないような状態に追い込まれておる公務員の立場に立って考えるときに、長官としてやむを得ないことだ、仕方がないのだ、それはもうできないやつはできないのだ、こういった見殺し的にしておられるというようなお気持であるが、これはやはりそういう苦しいこと、いろいろあるうけれども、国家公務員並みにあるいはできるだけ地方の公務員の生活状態を考えましてやられはならぬのか、それがお説明して参られました財政再建案への考え方とのズレが出てくるのじゃなか

○川島國務大臣 私どもは赤字に懼らずおる市町村を見殺しにするなんといふ考えは毛頭ないのであります。そこでこそ再建促進措置法を出して御審議を願つておるわけであります。毎回申し上げるのでありますけれども、地主財政がすっかりした姿になれば、その上に給与の面、事業の面において足らない点は國においてこれを見るのだ。従つて三十年度だけじゃこれはできまいので、三十年度、三十一年度兩年間にまたがつて地方財政の健全化をはもう、こういうことを——これは私個人ではありますん、せんだけて大蔵大臣も来て、そのことは言明しておるわけであります。閣議等においてもそういう線ははつきりきめておるわはでありますて、ただきょう困る金をどうするかという問題になりますと、時的に資金措置をする以外に仕方が無い、財源措置になりますればこれは即ちの法的措置が必要でありますから、これはすぐにはできませんけれども、とにかく今年、明年にまたがりましては全般に向つて地方財政の立て直しやるのだと、こういうことをはつきり御見え、またそういう点について現に御審議願つておる各種の法律案、予算案等外にも今後のあり方に於いてはいろいろ研究もし、施策も練つておるわけであります。必ず三十一年度においては地方財政を立て直すことには全力を尽してやりたい、こういう気持でありますから、私どもは決してこれをうちらかしておくという気持ではないのですから、どうかその点はぜひ御

承願いたいと思います。

○川村(継)委員 長官のお気持はわからぬのですが、さっきの秋田の問題にしろ相生市の問題にしろ非常に地方の財政あるいは地方自治行政そのものに混乱が起きてる原因は、結局政府が今度の財政計画で非常に無理な圧縮された計画を立てたというようなこと、地方交付税の税率も二・二%でそのまま抑えられおる等の原因で、先の財政的な見通しが立たないということも大きな原因ではないかと思うのです。それと半面には自治法の改正あるいは再建法案といふようなものによって、ずいぶん縮めつけられていくようなことが、都道府県においてもあるいは市町村においてもようど本年度の本予算の編成期に当つて、今問題になつておるような混乱が出てきているのじゃないかと思ふのであります。われわれいたしましては、政府とされましてはこのようないながら長官の考えておられるような今後の財政の立て直しということに、できるだけの財政的な裏づけをしてやります。ただだかなければならぬと思ふ。長官にたびたびお話をいたいたい。法案をすつきりしたものに直したい、よくすつきりしたという言葉をお使いになりますけれども、長官の頭の中では非常にすつきりしているようですがれども、現実的にはどうもすつきりした姿になつて出てこないのではないかと思うのです。たとえば単独事業なんのかの財政計画の中では非常に圧縮され

てくることはほいなめないと思います。これは生きた実例ですが、地方に参りますと、二十七年の台風で落ちて流れた橋がある。わずか四五十メートルの繩なんです。町と町との間にかかるつている。この一方の町の方がその橋を通つていけばわざか一、三十分で隣町の町の駅に出られる。ところがその橋が落ちて修復ができないためにぐるっと大回りしますから、一時間以上もかかるつて駅に行かなければならない。そういう生きた実例がある。その橋一つを町としてはかけかえたいというのでやつておりますけれども、これができないであります。こういうことは結局住民の仕合せをもたらす問題ではないと思う。非常に仕合せを犠牲にしてあることだと想います。そういう町村は、一例なのですけれども、早くそれをやりたいのです。今度のように財政計画等ができたり、あるいはそれだけの財源が出でこないと、地方としては国の力、あるいは市町村になりますといろいろ県の力等も仰ぎたいと思っておりながらそれができない。今度の財政計画案が通つたといたしましても、私は今のまではそういうような仕事はおいそれとできそうにないと思うのです。給与の面から申しましても非常に混乱ができておる。だから再建法を今度お考になるにしても、あるいは地方自治法案の一部改正をお考えるにいたしましても、もう少し財源的な裏づけに余力をあげて、みんなの方が全力をあげて再建をすべきではないか、こういう方針の地方財政の現実をよくがちり握つて取り組んでいただいて、今問題になつておるような混乱が起きないようにして再建をすべきではないか、こういう

ことを考えるのです。長官のその辺に  
ついてのお考えをお聞きしておきたいた  
と思うのです。今までのお話を聞いておら  
おりまして、長官のお気持はよくわから  
るのです。お考えには非常に賛意をも  
しますけれども、実際やっておら  
る、再建法において考えておられると  
ころの思想なり、あるいは自治法の  
一部改正等のやり方というものは、やは  
り地方を犠牲にする、あくまでも地主た  
にその責任を全部おつかぶせていつて  
やらせていこうというようなお立場で  
立っておられるのではないか。われより  
の考えている再建の道といふものと  
比べて、長官がお考えになつておるの  
は、どうも贅意を表しかねるというこ  
とがありますので、今の点をお聞かさ  
るわけです。

必要でありまして、そうちした財政結構が拡張したまゝのその地方團体が金が足りないからといって、すぐここでもって國からして交付金その他でもつて援助しても、これは結局いつまでたっても財政が健全化しないのぢやないか、やはり地方にまず自粛してもらって、健全な姿に直して、その上において今お話しのような橋の足りないところはかける費用を出させるとか、あるいは公務員の給与の面で見るといふことが必要なのでありますて、それできこそ三十年代におきましてはや苦しくても地方において健全なる財政の姿にしてもらいたいということを私は希望しておるわけであります。相生市のこととはよく調べますけれども、おそらく相生市などもその一例でありますて、今までの放漫政策がたたってこないへきたのでありますから、その放漫政策のしりぬぐいをするだけの金を政府が出すといふことは、これはできなんのじやないかといふ氣持がするのであります。これはよく調べて報告するようになりますけれども、そういうことも各市にあります。ですから毎回申し上げます通り三十年度におきましては地方財政を一つ健全化してもらいたい、その上では適当な配置をとりたい、こういう考え方でありますから、その点も御了解願っておきます。

崎、玉野、因島、相生の四つの市と造船業との関連性を一応調査した資料があります。これを今見てみますると、いろいろの問題がありますが、しかしさっきの五島君のおしゃったことは非常に誤まりだと思うし、それから自治庁の答弁は誤りだと思う。もう少しよく実態を調べなければならぬと思うのですが、市税は当初予算通りも約一千万円ふえております。ちやんと予算に書いてある。そして減っているものは千七百万円の交付税が減っているのです。これは政府の責任ですよ。さつき交付税がどうのこうのと言つたけれども、交付税は減つてきてている。税金の方はふえている。財政のつじつまが合わなくなつたのはここにあるのじゃないか。それから公債費が少し減つている。この公債費はどこから借りたか知らぬが、一時借入金にしたから公債の元利償還がなくなつたからという理由が書いてある。それは公債費の減ったのはどちらから借りようか借金になることは同じことだと思います。市がだらしないといふが、國の方がだらしがない。千七百万円交付税が減つていることが書いてある。そういうところは必ずしも私は地方自治体が放漫政策をやり過ぎているのじゃなからうと思う。大体市の建て直りを見て造船界は今外國船をやっておりますから、事實上この四つの市でもわれわれが調査したときの状態ではないと思います。ところがそれを五島君が去年かおととしのものをそのままここへ持ってきて当てはめられては、私は相生市がかわいそらだと思う。この予算面に、最初の収入から交付税が減つたとほつきり書いてあります



來の権限を無視した改正案ではないのです。この程度のことば決してあります。この問題になりましたのは給与地方議会の権限をじゅうりんするとはいえないと考へておるのであります。まして今は官選ではありませんし、市町村長にしても、知事にしても全部住民の公選の時代でありますから、多少長の権限がふえても、それが官僚化であるとか、中央集権化であるという非難は当らないのではないか、こう考へているわけであります。

○亀山委員 地方議会に対する弱体化

という事になるとともに、もう一つ

は各行政委員会及び委員等に対する同様に、やはり地方団体の長の権限の強化又びこれら行政委員会及び委員等の弱体化というような非難もあるのであります。それにつきましてどういう

ようなお考えでありますか。

○川島国務大臣 行政委員会で一番問

題になりますのは教育委員会の問題であります。これがために地方財政が膨張する一つの原因になつておつた。これ

は幾多の事例があつて事実でありますけれども、今回の二法案の改正においてはこの問題は一応取り上げない、先ほど申し上げましたように、次の機会を待つてこれを根本的に審議しようと考えております。行政委員会に対する

は事務局の職員をある程度執行部の職員と兼任することができるという点に触れておるだけでありまして、行政委員会そのものを弱体化するというような改正案はないのです。町村にある公平委員会は事実何ら活動いたしましておらぬのでありますから、これはやめて、この仕事を県の人事委員会に

持つていこう、こういう考え方であります。ただ問題になりましたのは給与の面でありまして、歳費的性質の給与をして、行政委員会に対してはこれを日當制にしよう、こういう改正案を出しているわけであります。行政委員会の性格上これが適当ではないか。

○亀山委員 ただいま地方議会なり、あるいは各行政委員会もしくは委員等に關しまする世上のいろいろの批判も

あります。が、全般的にこの地方自治法の改正がどうも地方自治中心というよ

りりも、官僚行政中心の方に變りつづ

るといういろいろな批判もあります。

つきましては先ほども川島委員から御指摘もありましたが、いろいろ誤解も

あるし、また同時に非常にうがった御

意見もあつたので、これらに対する、

つまり地方自治法の改正に対しまする

中央新聞の意見あるいはその他の関係

方面からの意見等をもしも自治庁にお

いてまとめておられるものがあれば

——ただ關係の地方議会あるいは教育委員会の陳情等はわれわれの方に

しょっちゅう參つておりますが、いわゆる中立の立場からするような意見を、われわれはぜひ拝見したいと思うのですが、そういう資料は自治庁にありますかどうですか。

○小林(与)政府委員 今的地方自治法の改正案につきましての意見というの

は、われわれの方でもいろいろ各方面

のを注意して見ておるのあります

て、お話を通り一應各紙の意見は集め

ております。しかしながら初めでありますかどうですか。

○大矢委員長 それでは一時十分前で

ありますから、きょうはこの程度にいたしまして、明日続行することにいたします。

それではこれをもって散会いたしました。

午後零時五十二分散会

けなら準備しております。

○亀山委員 準備しておられるならせ

ひそれを一つわれわれに拝見させてい

ただきたい。委員長時間もだいぶ過ぎましたから、私の質問はこの次まで

留保させていただきます。

○大矢委員長 それでは一時十分前で

ありますから、きょうはこの程度にいたしまして、明日続行することにいたしました。

それではこれをもって散会いたしました。

昭和三十年七月十六日印刷

昭和三十年七月十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局